

議第109号

指定管理者の指定について（京都市中央青少年活動センター（京都市北青少年活動センター，京都市東山青少年活動センター，京都市山科青少年活動センター，京都市下京青少年活動センター，京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを含む。))

指定管理者を次のように指定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

公の施設の名称	京都市中央青少年活動センター（京都市北青少年活動センター，京都市東山青少年活動センター，京都市山科青少年活動センター，京都市下京青少年活動センター，京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを含む。）
指 定 管 理 者	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 公益財団法人京都市ユースサービス協会
指 定 期 間	平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

提案理由

京都市中央青少年活動センター（京都市北青少年活動センター，京都市東山青少年活動センター，京都市山科青少年活動センター，京都市下京青少年活動センター，京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを含む。）の管理を行わせるため，指定管理者を指定する必要があるので提案する。